

VI 虐待への対応

1 保育所における子どもの虐待の対応手順

重篤な結果に陥ってしまう事案の中には、実際に保育所（園の）職員が子どもや保護者に会えていない場合が多くある。虐待事案の中で“子どもに会えないとき”はリスクが高いという認識を持つ必要がある。

（1）対応手順

① 家庭への連絡が不通のまま、欠席になった場合

- ・初日に、保護者と連絡を取って休みの理由などを確認する。
- ・2日目になってなお連絡がないとき、保育課とこども相談課に連絡し、できるだけ2人以上で家庭訪問し児童の安全確認を行う。（昼間家庭訪問しても会えないときは、明かりの点灯する時間帯に訪問するなど複数回の家庭訪問を試みる。複数回訪問してもなお会えないときは、「不在連絡票」を置いて保護者からの返事を待つ）
- ・家庭訪問等の結果、深刻な事態が発生していると思われる場合は、直ちにこども相談課に連絡する。
- ・緊急時連絡先の親族等の協力を得て子どもの安全確認を行う方法もある。

② 家庭への連絡は取れたが詳しい説明がない場合

- ・長期休みの具体的な理由（病気の場合は、具体的な症状、通院先、受診、服薬状況を聞く）。
- ・長期休みの理由が妥当であれば様子を見る。適宜保護者に連絡し、その後の様子を確認する。
- ・長期休みの理由に不自然さがあるとき、その後連絡が取れなくなったときは、直接、こども相談課へ連絡する。

③ あざ・傷を発見した場合

☆子どもへの対応

- ・子どもから事実を確かめるため、ていねいな聞き取りを行う。
（いつ、どこで、だれが、なにを、どのように（手でもので等、どうした）
- ・あざ・傷を発見したとき、子どもの了解をとって写真を撮るなど記録しておく。

☆保護者への対応

- ・保護者が事実を認める場合は、虐待が子どもに与える影響等について説明し、必

要な助言指導を行い、その後の様子を見る。

- 保護者が、虐待が疑われる事実を否定する場合は、虐待の程度が軽度であれば、必要な助言指導を行って様子を見る。
- 必要に応じて保護者への警告（このようなことが繰り返された場合は、児童相談所やこども相談課に連絡しなければならない）し、その後の様子を見る。
- あざ・傷の程度が中程度以上のときは、速やかにこども相談課に連絡する。
- 子どもに対する虐待の程度が深刻な場合や子どもが帰宅を拒んだり、保護者に対してひどくおびえる様子が見られるときは、子どもの安全を確保する。（一時保護）この場合は、子どもを保育所（園）に留め置き、こども相談課に速やかに連絡をする。

④ ネグレクトや心理的虐待が疑われる場合

ネグレクトや心理的虐待は何をもって情報提供（通告）するかの基準が難しい種類の虐待と言える。乳幼児の夜間放置や医療の受診拒否等はリスクの高い事案となる。また心理的虐待を長期に受けている場合も深刻な事案である。

☆子どもへの対応

- 子どもから事実を確かめるため、ていねいな聞き取りをする。
（いつ、どこで、だれが、なにを、どのように、どうした）

☆保護者への対応

- 子どもの健康・安全への配慮を怠ることや心理的影響等について説明し、必要な助言指導を行い、様子を見る。
- なお改善されない場合は、保護者へ警告（このようなことが繰り返された場合は児童児童相談所やこども相談課に連絡しなければならない）し、その後の様子を見て改善されないときは、直接、こども相談課へ連絡する。

⑤ 性的虐待が疑われる事実がわかった場合

- 性的虐待が子どもに与える影響は深刻である。性的被害の対象となる子どもの中には実際に幼児も含まれる。幼児の性的虐待などあり得ないと思いがちな。
- 軽微な事案を除いて性的虐待の対応は原則（越谷）児童相談所となる。子どもに性的被害を受けていると思われる言動が見られたときは、速やかに（越谷）児童相談所に連絡する。
- 性的虐待事案の対応については、速やかに（越谷）児童相談所の指示に従う。

(2) 通告・相談への対応

保育所（園）等からの情報提供（通告）を受けて、こども相談課が保護者等から話を聞く場合、保護者に対してはある程度情報提供（通告）した機関を特定する場合があることを理解する。

「子ども虐待対応の手引き」厚生労働省 参照

(3) 情報提供に当たっての留意点

- ・虐待事案の情報提供（通告）は、直接、こども相談課へ連絡することになっているが、連絡の方法は「要支援児童等連絡票」の提出かまたは電話連絡とする。ただし、緊急を要する場合は、こども相談課あて直接、電話連絡する。
- ・虐待事案については、こども相談課に情報提供（通告）後、速やかに同様式の「要支援児童等連絡票」により保育課へ報告すること。

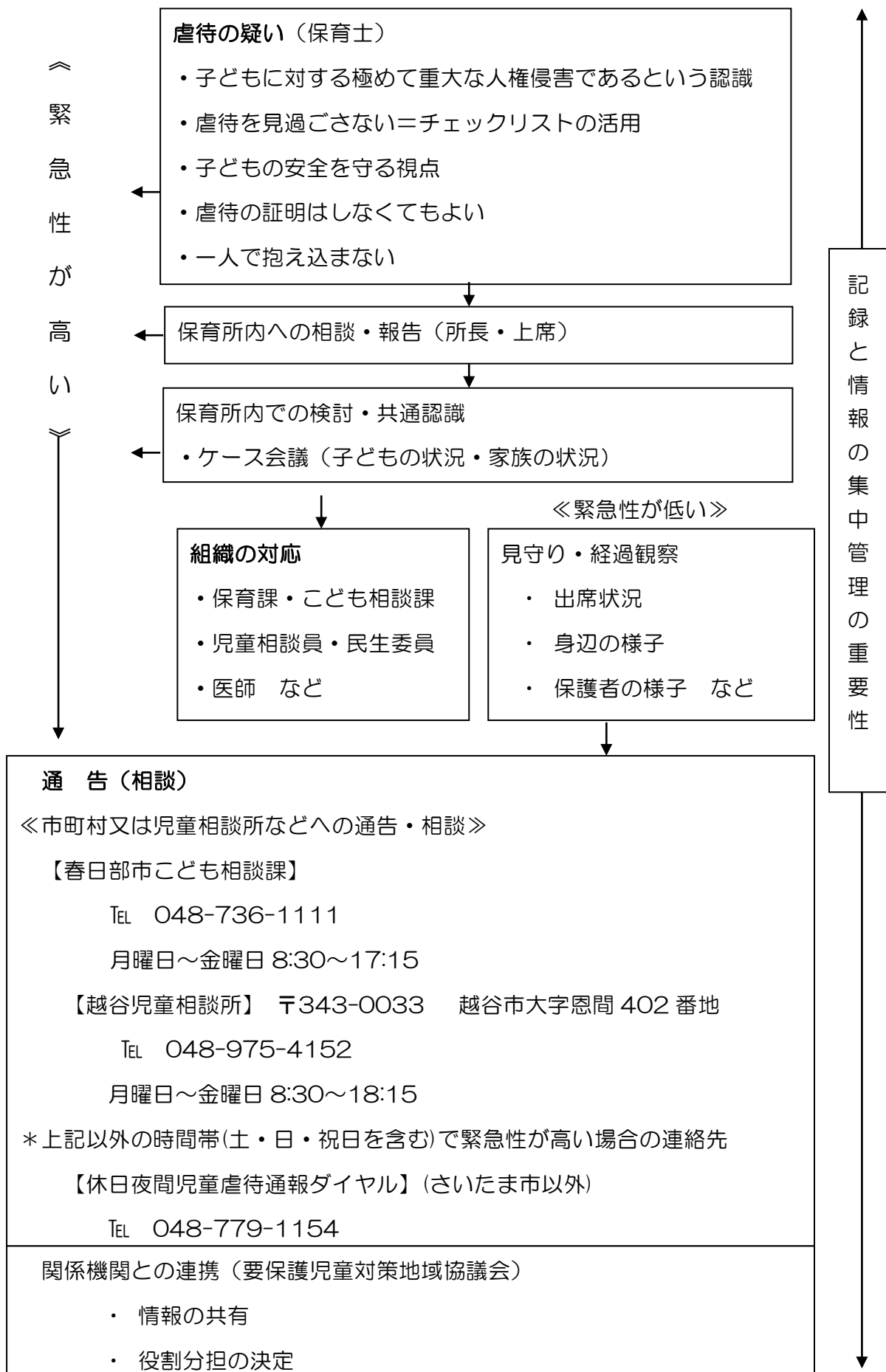
要支援児童等連絡票 添付

虐待対応の詳細 「教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル」参照

要支援児童等を判断 平成 29 年 1 月 27 日付けこども第 1056-1 号「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について（通知）」に示されている別表 1～2 のシート参照

家庭訪問時のネグレクトの状況をチェック 「春日部市児童虐待対応実務要領」第 2 章児童虐待対応の基本-第 3 見守り依頼-第 4 指導継続の留意点 3 にある「家庭訪問時のチェックリスト」参照

2 実際の対応の流れ



◎早期発見のためのチェックリスト <子どもの様子>

<input type="checkbox"/> よくケガをしてくるが、原因がはっきりしない、手当てが十分でない
<input type="checkbox"/> 打撲によるあざ、火傷などの不自然な傷がよく見られる
<input type="checkbox"/> 特別な病気もないのに、身体や体重の増加が悪い、あるいは次第に低下している
<input type="checkbox"/> 着衣が薄汚れていたり、季節や気温にそぐわない服装をしている
<input type="checkbox"/> 長期間入浴していない
<input type="checkbox"/> 服装や顔、髪の毛、手足、口腔内が不潔である
<input type="checkbox"/> 表情や反応が乏しく、元気がない
<input type="checkbox"/> 基本的な生活習慣が身に付いていない
<input type="checkbox"/> おやつや給食をむさぼるように食べる、おかわりを何度も要求する
<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない、または連絡のない遅刻や欠席が多い
<input type="checkbox"/> 転んだりケガをしても泣かない、助けを求めない
<input type="checkbox"/> おびえた泣き方をする
<input type="checkbox"/> 身体接触を異常に嫌がる(抱こうとすると逃げる、身を固くするなど)
<input type="checkbox"/> いつもおどおどしていて、何気なく手を挙げて身構える
<input type="checkbox"/> 職員を試したり、独占したりしようとし、まとわりついて離れない
<input type="checkbox"/> ささいなことでもすぐにカーッと成り、友人への乱暴な言動がある
<input type="checkbox"/> 親が迎えに来ても帰りがたがらない
<input type="checkbox"/> 年齢不相应な性的な言葉や、性的な行動が見られる

◎早期発見のためのチェックリスト <保護者の様子>

<input type="checkbox"/> 子どもとの関わりが乏しかったり、冷たい態度をとったりする
<input type="checkbox"/> 子どもへの怒り方が異常である
<input type="checkbox"/> 子どもの要求をくみ取ることができない (要求を予想したり理解したりできない、なぜ泣くのかわからない)
<input type="checkbox"/> 子どもが新しい遊びや遊具に関心を持つことを好まない
<input type="checkbox"/> 子どものことを自分と対等な存在と感じ、自分を脅かす存在と見ている
<input type="checkbox"/> 乳幼児期から甘やかすのはよくないと極端に強調する
<input type="checkbox"/> 自分の思いどおりにならないとすぐに体罰を加える
<input type="checkbox"/> 子どもに心理的に密着しすぎるか、全く放任か極端である
<input type="checkbox"/> 子どもに能力以上のことを無理矢理押し付けようとする
<input type="checkbox"/> 保護者の極端ないらだち、不安がある
<input type="checkbox"/> 被害者意識が強かったり、イライラしたりしている
<input type="checkbox"/> 保育士との面談を拒む
<input type="checkbox"/> 保育士に対して過度に攻撃的(ささいな非を追及する)
<input type="checkbox"/> 子どもを無断で欠席させることが多い
<input type="checkbox"/> 予防接種や健康診断を受けさせない
<input type="checkbox"/> 家の中が乱雑・不衛生
<input type="checkbox"/> 夫婦仲が悪い
<input type="checkbox"/> 地域の中で孤立している
<input type="checkbox"/> 母親にも暴力を受けた傷がある ※母親に暴力をふるう父親は、子どもにも虐待をしている可能性がある ※家庭内で日常的に暴力にさらされている子どもは、直接的な暴力を振るわれていなくても、心理的虐待を受けていることになる

※春日部市児童虐待対応実務要領引用

第2章児童虐待対応の基本（第3見守り依頼2・第4指導継続の留意点3）

※教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル引用

※「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について（通知）」別表1～2参考